

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置、所掌事務及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各局区室における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各局区室等における平素の業務

市の各局区室等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各局区室等における平素の業務】

局・区・室名	平素の業務
各局区室等 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び関係する近隣市町村並びに指定公共機関等からの情報収集、連絡調整に関する事 ・ 所管する市有施設との連絡調整及び管理に関する事 ・ 市国民保護対策本部の支援に関する事
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護協議会の運営に関する事 ・ 市国民保護対策本部に関する事 ・ 市国民保護対策本部要員の動員・配備体制に関する事 ・ 避難実施要領の策定に関する事 ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 ・ 物資及び資材の備蓄等に関する事 ・ 避難住民及び救援物資の運送に関する事 ・ 救助物資の確保・配分体制に関する事 ・ 自衛隊及び関係機関との連絡調整体制に関する事 ・ 国民保護に係る啓発及び訓練に関する事 ・ ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事 ・ 特殊標章等の交付、許可に関する事 ・ 国等との連絡調整に関する事
技術監理局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日用品その他の物資調達体制に関する事

政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の支援体制に関すること ・市内大学への警報等の伝達体制の整備に関すること
総務市民局	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎管理に関すること ・車両の運行体制に関すること
財政・変革局	<ul style="list-style-type: none"> ・財政措置に関すること
保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等の安全確保及び支援に関すること ・医療、医薬品等に関すること ・救急医療体制、感染症予防、食中毒予防、患者発生対策等の健康危機管理に関すること ・食品及び環境の衛生保持に関すること ・食品衛生確保のための指導・検査体制に関すること ・義援金品の配分体制に関すること ・赤十字標章の交付、許可に関すること ・遺体の措置及び埋火葬に関すること ・人権に係る市民啓発に関すること ・災害時の被災者に対するこころのケアについての体制整備に関すること
子ども家庭局	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等への警報等の伝達体制の整備に関すること ・教育関係施設（児童文化科学館、少年自然の家、夜宮青少年センターに限る）の把握、対策に関すること ・教育関係施設（児童文化科学館、少年自然の家、夜宮青少年センターに限る）利用者の避難誘導體制に関すること
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の処理体制に関すること ・し尿の処理体制に関すること ・環境保全体制に関すること
産業経済局	<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体、機関との連絡調整に関すること ・勤労者団体等との連絡調整に関すること ・食品・日用品等小売店舗の情報収集に関すること ・食料供給の総括及び関係機関との連絡に関すること ・農林業団体との連絡調整に関すること ・農地及び農業施設の把握、対策に関すること ・林道状況の把握、対策に関すること ・治山施設の状況把握、対策及び連絡調整に関すること ・水産業団体との連絡調整に関すること ・漁港施設の把握、対策に関すること ・漁船等による運送に係る連絡調整に関すること ・漂流物等（漁港区域に限る）に係る情報収集に関すること ・産業観光施設の防災対策に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・市営渡船利用者等の安全確保体制に関する事 ・中央卸売市場等の管理業務及び運営に関する事 ・トラックその他の物資運送手段に対する支援要請体制の確立に関する事 ・トラックその他物資運送手段運送能力の把握に関する事 ・鉄道関係機関との連絡調整に関する事 ・鉄道関係施設等の防災に関する事
都市ブランド創造局	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化、スポーツ施設の防災対策に関する事 ・文化財の保護に関する事
都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況の把握、緊急輸送道路の確保対策等に関する事 ・公園緑地施設の把握、対策に関する事 ・建設業協会等との連絡調整に関する事 ・土木関係団体との連絡調整に関する事 ・河川、治水池の状況等の把握、対策に関する事 ・砂防施設等の把握等に関する事 ・北九州市住宅供給公社との連絡調整に関する事 ・市営住宅入居者の安全確保体制に関する事 ・応急仮設住宅の供与に関する事 ・住宅の応急修理に関する事
都市戦略局	<ul style="list-style-type: none"> ・都市防災体制に関する事 ・交通対策に関する事 ・(公財)北九州市どうぶつ公園協会との連絡調整に関する事 ・福岡北九州高速道路公社との連絡調整に関する事 ・北九州高速鉄道(株)との連絡調整に関する事 ・家屋被害調査体制に関する事 ・建築物の危険度調査体制に関する事
港湾空港局	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の把握、対策に関する事 ・漂流物等(漁港区域を除く)に係る情報収集に関する事 ・港湾関係機関との連絡調整に関する事 ・海上輸送体制に関する事 ・臨港地区に係る災害対策用地の確保に関する事 ・北九州空港及び空港周辺の防災対策に関する事
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊標章等の交付、許可に関する事 ・消防の運用体制に関する事 ・各消防団との連絡調整に関する事 ・市民防災会等との連絡調整体制に関する事
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道関係機関との連絡調整に関する事 ・水運用計画に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の把握、対策に関すること ・ダム状況の把握、対策に関すること ・下水道施設の把握、対策に関すること
交通局	<ul style="list-style-type: none"> ・市営バス利用者の安全確保体制に関すること
公営競技局	<ul style="list-style-type: none"> ・小倉競輪場及び若松競艇場の防災対策に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること ・私立学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること ・児童、生徒の避難誘導體制に関すること ・教育関係施設（児童文化科学館、少年自然の家、夜宮青少年センターを除く）の把握、対策に関すること ・教育関係施設（児童文化科学館、少年自然の家、夜宮青少年センターを除く）利用者の避難誘導體制に関すること ・学校施設の衛生の確保体制に関すること ・緊急時における学校教育体制に関すること ・給食体制に関すること
各区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・各区における情報収集、連絡調整に関すること ・避難者の救護、救助、その他の住民の保護に関すること ・警報の伝達、警戒・避難実施、避難住民の誘導に関すること ・安否情報の収集及び提供に関すること ・避難住民及び救援物資の配分・管理等に関すること ・住民への協力、相談に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること

2 市職員等の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に確保できる体制を整備する。

また、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災における体制を活用して、速やかに市長及び担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(2) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、防災における体制を活用して下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。併せて、防災における体制を活用した消防団員の参集基準を定める。

ア 国民保護の体制

事態の状況	危機レベル	体制	設置会議	体制の判断
事態認定前	黄色	通常体制	国民保護連絡会議	・武力攻撃事態の発生のおそれがあり、警戒が必要と市長が認めたとき
	橙色	国民保護警戒本部体制	同上	・武力攻撃事態の発生のおそれがあり、厳重な警戒や対策が必要と市長が認めたとき
事態認定後	橙色	同上	同上	・国から市対策本部設置の指定がないとき（国内に武力攻撃事態が発生しているが、本市には危険が切迫していないとき）
	赤色	国民保護対策本部体制	国民保護対策会議	・国から市対策本部設置の指定があったとき（本市に武力攻撃事態が発生したとき、又は危険が切迫しているとき）

イ 職員の参集・動員基準

危機レベル	体制	職員の参集基準
黄色	通常体制	情報収集及び伝達に必要な人員
橙色	国民保護警戒本部体制	防災体制に基づく、災害に対する応急対策活動が必要な人員（動員計画に基づく人員。事態の状況に応じ職員の増員等を行う）
赤色	国民保護対策本部体制	全職員

※ 危機レベル・体制・設置会議については、「北九州市危機管理基本指針」（平成24年4月作成）に基づくもの。

【資料編：北九州市危機管理基本指針（抜粋）】

(3) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保するよう努める。

(4) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(5) 交代要員等の確保

市は、防災における体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について対策を行う。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事（法第82条）
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項・5項）
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事（法第85条第1・2項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの（法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項）
不服申立てに関する事（法第6条、第175条）	
訴訟に関する事（法第6条、第175条）	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、北九州市文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災における体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関の国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関と意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

特に、自衛隊、海上保安部、県警察等を中心に、定期的に意見交換を行うため、常設の連絡会議を設置する等、相互の連携体制の整備に努める。

また、NBC攻撃による災害等に関して、平素から専門的な知識や経験を有する専門家、研究機関等と連携を図り、事前対策、被害の軽減対策等について、指導・助言を受けられる体制の整備に努める。

2 県との連携

(1) 県・福岡市との連携（連絡組織の設置）

県が設置する連絡組織において、県及び福岡市と、大都市及び大規模集客施設等における情報の伝達方法、避難の誘導、避難施設の指定及び運営、医療の提供等の措置並びに消防の広域応援に関する事項について、緊密な連携を図る。

(2) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と

必要な連携を図る。

(3) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(4) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域の事業所における防災対策の取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携を図る。

【資料編：災害拠点病院一覧表、第二種感染症指定医療機関一覧表】

5 市民防災会等に対する支援

(1) 市民防災会に対する支援

市は、市民防災会に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び市民防災会の活性化を推進し、その充実を図るとともに、市民防災会相互間、消防団との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、市民防災会が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 市民防災会以外の関係団体等に対する支援

市は、災害ボランティア活動等の防災における体制を活用して、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、平素から、災害救援ボランティアの登録を行い、災害ボランティア活動体制の整備に努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会や福岡県非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備等、非常通信体制の確保に努める。

3 市における通信の確保

市は武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、北九州市防災行政無線（同報系）等の整備と通信のデジタル化の推進に努め、県に準じた通信体制の整備等、通信の確保に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・携帯電話に対する電子メールなど電気通信事業用移動体通信を活用した情報提供システム等の整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプター電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの適切な維持管理に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動体通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム（E m-N e t）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る

（3）情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等を進め維持管理に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

（1）警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、市民防災会、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

（2）国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(3) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備（デジタル化の推進等）を図る。

(4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察及び海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 船舶に対する警報の伝達に必要な準備

市は、海上保安部等が行う船舶内に在る者に対する警報の伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に警報が伝達されるよう体制の整備に努める。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに警報の内容の伝達を行うこととなる学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的にできるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【資料編：安否情報省令】

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の同意
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関についてその所在及び連絡先をあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の報告は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）により行う。

【資料編：火災・災害等即報要領】

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じて担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員は研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、福岡縣市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員や消防団員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、市民防災会等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

また、国民保護措置を迅速、的確に実施するため、専門的な知識や経験を有する専門家、研究機関等と連携を図り、事前対策、被害の軽減対策等について、指導・助言を受けられる体制の整備に努める。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集

地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練を併せて行う。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、市民防災会やボランティア団体等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、国民保護措置の専門的な知識や経験を有する専門家の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、市民防災会等などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料の収集及び運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報をはじめ、避難施設や市内店舗の物資の取扱状況等を調査し、整理する。整理した情報については、地図情報とリンクさせる等、住民に対して避難施設の場所や連絡先等を迅速に提供する体制の構築に努める。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者、外国人等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者、外国人等情報を伝達することが困難な者について、防災における体制を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

特に、外国人に対しては、日頃から外国人との交流がある（公財）北九州国際交流協会や市民団体等との連携を図り、市民の協力を得て国民保護措置を迅速かつ円滑に実施できるように努める。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

【資料編：緊急交通路一覧表、主要路線一覧表】

2 避難実施要領のパターンの作成

- (1) 市は、県、関係機関（教育委員会等市の各執行機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努める。その際、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の避難方法、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮する。
- (2) 市は、避難実施要領を策定する際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておく。
- (3) 市は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。
- (4) 市は、地域住民、市民防災会等の協力を得ながら、平素から避難行動要支援者の所在把握を行う。

また、避難行動要支援者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請するものとする。

3 救援に関する基本的事項

- (1) 救援の種類
 - ア 収容施設の供与
 - イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 - ウ 医療の提供及び助産
 - エ 被災者の捜索及び救出
 - オ 埋葬及び火葬
 - カ 電話その他の通信設備の提供
 - キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ク 学用品の給与
 - ケ 遺体の捜索及び措置
 - コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 基礎的資料の準備

市は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県が準備する市域の

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を収集し、共有する。

この基礎的資料は、最新の情報になるよう適宜更新する。

(3) 市対策本部において集約すべき基礎的資料

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として準備する。

- ア 備蓄物資、調達可能物資のリスト（特に、大量の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握）
- イ 関係医療機関のデータベース（災害拠点病院、NBC攻撃に対する対処が可能な医療機関、病床数等の対応能力、NBCの専門知識を有する医療関係者）
- ウ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- エ 墓地及び火葬場等のデータベース（所在及び対応可能数等） など

(4) 電気通信事業者との協議

市は、避難住民等に対する通信手段の確保にあたり、必要な通信設備の臨時の設置に関して、電気通信事業者と協議を行う。

(5) 医療の要請方法

市は、医師会など医療関係者に医療の要請を行うなど、適切な医療の要請方法をあらかじめ定める。

(6) 医療活動体制の整備

市は、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関及び医療機関等の連絡・連携体制の整備を図る。

また、市は、生物剤による攻撃など市域を越える広域的な災害に対して迅速に対応するため、県と連携して市域を越えた体制の整備を図る。

(7) 県との調整

市は、救援について、県及び福岡市と設置する連絡組織であらかじめ調整する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 離島における輸送力等の把握

市は、離島の住民の避難について、全住民の避難を視野に入れ、公営渡船の利用を中心に、防災における住民の避難体制を活用した体制を整備する。この場合において、県、指定公共機関及び海上保安部など関係機関との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把握する。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ア 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- イ 想定される避難先までの輸送経路
- ウ 島内にある港湾等までの移動体制 など

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

市は、市域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、避難施設の指定を行う。その際、県及び福岡市の指定に関する考え方や手続きなどに関して整合性が確保されるよう連携を図る。

市は、指定の事務を処理し、当該指定を行ったときは、速やかに県に報告する。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難施設として、学校、市民センター、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。

- ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- エ 火災等の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は、避難施設として指定しないよう配慮する。
- オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- カ 幹線道路や主要駅から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。
- キ 都市部における住民の避難にあたっては、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、十分な避難施設の確保に努める。
- ク 原則として、市地域防災計画に基づき指定する避難所及び避難地を指定する。

(3) 避難施設の指定手続

市は、避難施設を指定する場合には、あらかじめ施設管理者（市有施設を除く）の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

市は、避難施設として指定を受けた施設管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

市は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国及び県に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国及び県に報告する。

(6) 住民に対する情報提供

市は、住民に対して、関係機関の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県が保有する情報を踏まえて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【資料編：生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局】

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

ア 市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

イ テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、県警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などが考えられるほか、施設の種別等に応じた予防対策を必要に応じて実施する。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄と兼ねることができる物資及び資材

市は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材について、国民保護措置のための備蓄は、防災のための備蓄を相互に兼ねることができるものを想定して整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、国の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県、近隣市町村その他関係機関との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備、点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、防災に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等によ

る代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、国民保護をはじめ、防犯・防災、応急手当、健康管理等の取り組みを網羅した啓発について、市民センターを活用した地域レベルでの実施に努める。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、安全教育や生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合やテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知し、日本赤十字社、県などとともに、傷病者の応急手当の普及に努める。